

令和6年1月25日

郡上市長 日置敏明 様

郡上市行政点検外部評価委員会

委員長 尾藤 望

令和5年度郡上市行政点検外部評価結果の報告及び提言について

このたび、郡上市住民自治基本条例、郡上市行政点検実施要綱及び郡上市行政点検外部評価実施要領に基づき、郡上市が令和4年度に実施した施策や事務事業に対して外部評価を行い、その結果を報告書としてまとめましたので、ここに提出いたします。

本年度は、「第2次郡上市総合計画後期基本計画（計画期間：令和3年度[2021年度]～令和7年度[2025年度]）」の取組みに対する二度目の評価であり、外部評価の意義、目的の確認を行ったうえで評価に臨みました。

市が作成した調書は、後期基本計画に掲げた基本方針別に作成されており、基本方針を構成する複数の施策の概要、現状と課題、施策ごとに「目指す姿」が明記されています。そして、各種課題を解決し「目指す姿」に近づけるために、関係各課が様々な事業や取組みを展開し、施策ごとの点検・評価を行うとともに、基本方針全体を所管する部長が総括的に評価されています。このため、本委員会としては、当該調書にまとめられた一連の実績と成果、課題や今後の方向性について市側にヒアリングを行い、一市民の立場から、また、該当分野に明るい委員は専門的な視点から、「目指す姿」に対して施策や各事業がどのように寄与しているかという観点を重視し、市が行った点検・評価の妥当性を評価しました。

なお、対象とする施策や事務事業が広範にわたるため、本委員会としては7つの政策分野（基本目標）を構成する全30の基本方針のうち、「基本目標6.個性を活かし持続可能な地域づくりを推進するまち」に属する7つの基本方針を除いた23の基本方針の中から、評価対象を委員自らが選定した5つの基本方針に絞り込みました。委員にあっては必ずしも市政全般に精通しているわけではありませんが、担当課等から細部にわたる説明を受け、限られた時間の中、精力的に質疑を行いました。委員会では、これらの質疑に対して的確に回答していただくことで、郡上市の取組みを理解しながら評価することができました。

本報告書は、これら5つの基本方針に対する外部評価結果と、これに伴う委員の意

見を記して提言としています。

今後、郡上市におかれては、本報告書の内容を十分に検証され、これからの施策推進や事務事業の見直しへ適切に反映し、より良い市政運営がなされるよう期待します。

令和5年度

郡上市行政点検外部評価委員会報告書

令和6年1月25日

郡上市行政点検外部評価委員会

郡上市行政点検外部評価委員会 委員名簿

(令和3年8月11日から令和6年8月10日まで)

No.	役職	氏名	備考
1	委員長	尾藤 望	
2	副委員長	蒲 智美	
3	委員	昇 秀樹	学識経験者
4	委員	井上 勇治	
5	委員	増田 雅幸	
6	委員	河合美世子	
7	委員	神谷 公眞	
8	委員	臼田 啓子	
9	委員	大坪 千草	
10	委員	橋川 健祐	学識経験者

目 次

1. 行政点検外部評価の概要	1
(1) 外部評価の趣旨	1
(2) 評価対象について	1
(3) 行政点検の流れ及びスケジュール	2
(4) 外部評価の実施手順	2
(5) 外部評価の視点	3
2. 行政点検外部評価日程表	4
3. 行政点検外部評価委員会の活動内容	4
4. 行政点検外部評価委員会による評価結果	5
(1) 外部評価結果一覧表	5
(2) 基本方針の個別評価	7
①第1分野 基本方針2	7
②第2分野 基本方針3	9
③第3分野 基本方針4	12
③第4分野 基本方針3	15
③第5分野 基本方針2	18
5. 外部評価の今後に向けて	20
◎関係資料	
○郡上市住民自治基本条例	21
○郡上市行政点検実施要綱	25
○郡上市行政点検外部評価実施要領	27

1. 行政点検外部評価の概要

(1) 外部評価の趣旨

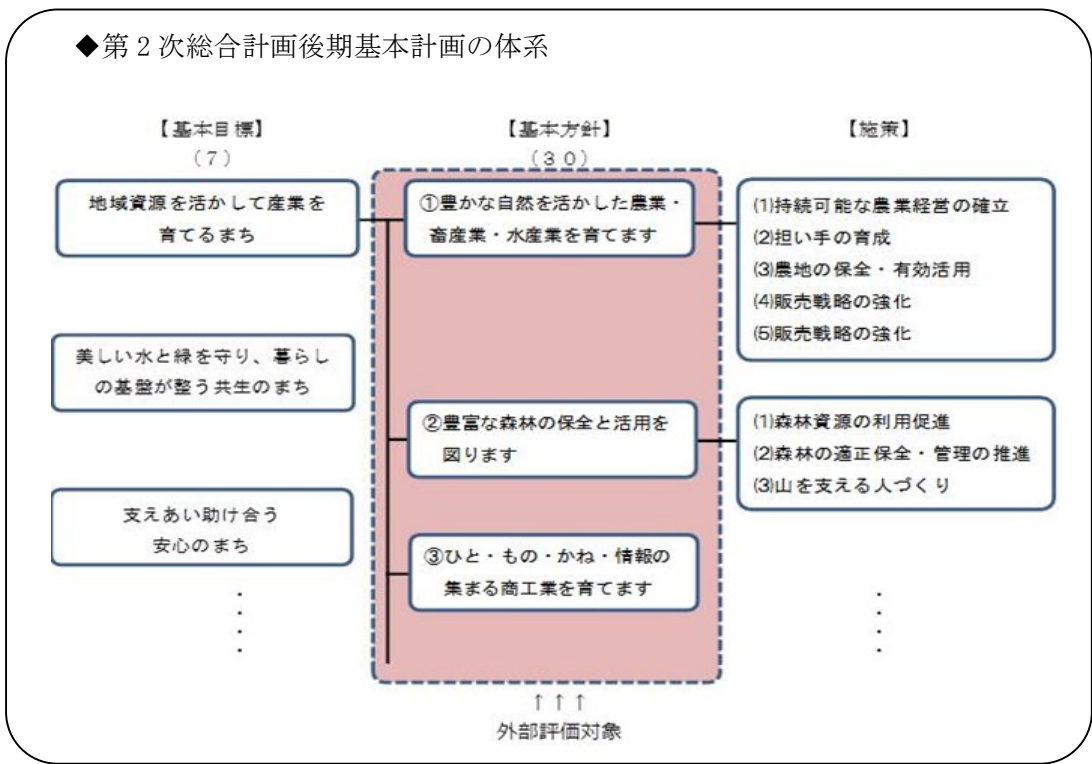
郡上市における行政点検は、施策の成果や、その手段としての事務事業が効果的かどうかを市自らが点検することを基本としています。一方で、平成26年3月より施行された「郡上市住民自治基本条例」では、第9条において市長等の責務として、所管する事務の評価等を市民に分かりやすく説明することを定めるとともに、第20条において行政評価を行う場合、審議会等による市民参画に努めることが明記されています。

これらのことを踏まえ、本年度も引き続き行政点検の一部を、行政改革推進審議会により組織された外部評価委員会において実施します。

また、このことにより、多角的な視点から行政運営を検証することで、行政点検への客観性及び透明性を確保するとともに、効率的かつ効果的な市政運営を推進し、もって市民サービスの向上と市政への市民参画の促進を図るものです。

(2) 評価対象について

令和5年度の行政点検対象事業は、第2次郡上市総合計画後期基本計画（令和3年度～令和7年度）に位置付けられた30の基本方針から、「6. 個性を活かし持続可能な地域づくりを推進するまち」を除いた23の基本方針のうち、5つの基本方針を評価対象として実施しました。また、選定した基本方針に位置付けられた施策についても評価の対象とします。



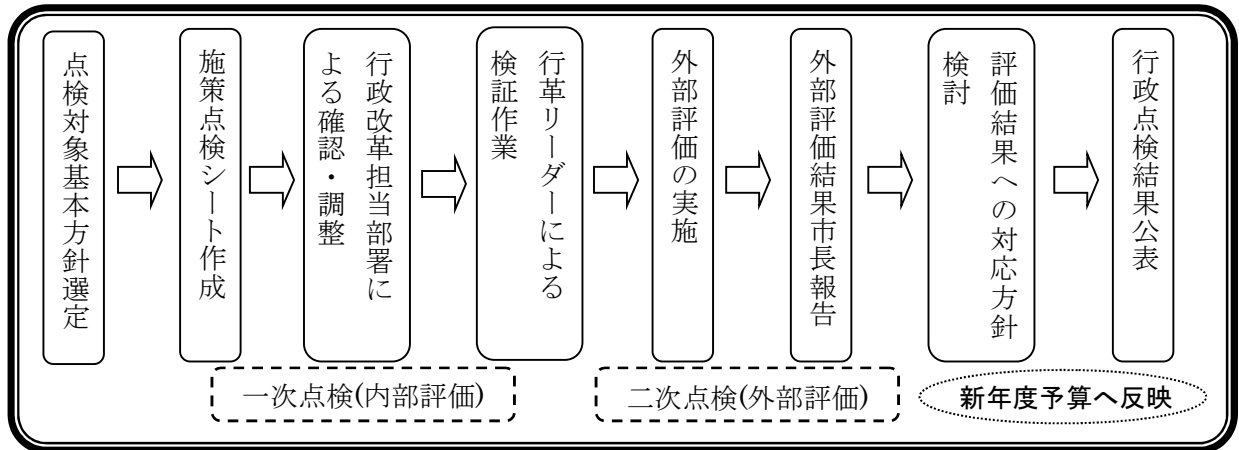
※「6. 個性を活かし持続可能な地域づくりを推進するまち」の基本方針を構成する施策は、市全体として実施する施策のうち、各地域が地域資源を活かしながら、地域の課題に対応するため特徴的に実施しているものです。このため、施策及び事業実施に係る経費（決算額）については、他の基本方針を構成する施策に包含されていることから、内容等の評価を含め、当該基本方針については外部評価の対象外としました。

◇選定の基準

- 行政改革の観点から、市民の視点において政策に対して効果を検証する必要があると判断された基本方針
- 内部評価の結果、事業の進捗が遅いと思われる施策を含む基本方針
- 過去の市民アンケートの結果から、検証を要すると判断された基本方針 など

(3) 行政点検の流れ及びスケジュール

【行政点検の流れ (イメージ図)】



【行政点検のスケジュール】

月	日	曜日	委員会等	内容	出席者等	
6月～7月			1次点検・内部評価		※庁内業務	
7	14	金	第1回外部評価委員会	外部評価の説明・評価対象決定	外部評価委員	
8	下旬		対象の基本方針評価調書の送付・質疑受付			
8	28	月	第2回外部評価委員会	外部評価 (2 施策)	外部評価委員 市職員 (責任課長他) 市職員 (企画・財政)	
8	31	木	第3回外部評価委員会	外部評価 (3 施策) 及びまとめ	外部評価委員 市職員 (責任課長他) 市職員 (企画・財政)	
1	16	火	第4回外部評価委員会	評価報告書作成・確認	外部評価委員	
1	25	木	行政点検外部評価結果について市長へ報告			委員長・副委員長

(4) 外部評価の実施手順

- ① 外部評価の概要及び総合計画の体系から評価対象の基本方針の位置付けについて、企画課長が説明を行う。
- ② 基本方針評価調書、補足説明資料をもとに、原則として評価対象の基本方針の責任課長が30分以内で現状と課題、目指す姿、構成施策の内容及び取組状況、成果指標、総合評価とその理由並びに今後の展開について説明を行う。
- ③ 説明後、評価委員から質疑を概ね40分間で行う。

- ④ 質疑終了後、評価委員は10分間で各自「行政点検チェックシート」に評価の妥当性及び所見を取りまとめる。
- ⑤ 評価終了後に、各委員が出された評価の妥当性及び所見について協議し、外部評価委員会としての結論を「行政点検（外部評価）集計表」にまとめる。
- ⑥ 事務局において結論を整理し、報告書を作成する。

（5）外部評価の視点

① 【わかりやすさ】

⇒行政点検結果は公開を前提としているので、市民の皆さんが理解しやすいものとなっているかという視点により評価します。

（主な視点）

- ・平易な語句で説明してあるか
- ・専門用語の場合は注釈等で分かりやすくしているか
- ・ポイントを絞って簡潔にまとめてあるか
- ・具体的な数字等により比較可能か 等

② 【重要課題と施策のつながり】

⇒各部・各課が行う施策や事業は、「▶後期基本計画策定時の現状と課題」の解決及び「◎後期基本計画策定時の目指す姿」に向けた手段、取組みであることから、これらのつながりに留意のうえ評価します。

（主な視点）

- ・取り組んでいる内容が課題を踏まえたものとなっているか
- ・課題の解決状況や新たに発生した課題等を認識し、施策等につなげようとしているか
- ・具体的な成果が述べられているか 等

③ 【施策の進捗】

⇒各施策の進捗状況が順調かどうか、また、進捗状況に対する各部・各課の認識が妥当かどうかという視点により評価します。

（主な視点）

- ・関連指標の動向（順調に目標値に近づいているか、あるいは停滞しているか等）がしっかり示されているか
- ・関連指標の動向と、施策や事務事業の成果との関連が認識されているか
- ・施策の進捗状況が遅れている場合、課題や支障事項等が認識されているか 等

④ 【今後の展開】

⇒各施策の進行状況や課題等を踏まえ、今後進めるべき施策や事業、あるいは見直しが必要な施策や事業を認識しているか、その認識は妥当かどうかという視点により評価します。

（主な視点）

- ・成果と課題を踏まえて今後の展開が記載されているか
- ・課題解決の具体的な手法等が記載されているか。また、その手法は妥当か 等

2. 行政点検外部評価日程表

【日程】

日時		分野及び基本方針	責任課
8/28 (月)	午後	第4分野 香り高い地域文化と心豊かな人を育むまち (3) スポーツに参画できる環境づくりを進めます	教育委員会事務局 スポーツ振興課
		第5分野 市民と行政が協働でつくるまち (2) 誰もが尊重される地域社会を形成します	市長公室 企画課
8/31 (木)	午前	第1分野 地域資源を活かして産業を育てるまち (2) 豊富な森林の保全と活用を図ります	農林水産部 林務課
	午後	第2分野 美しい水と緑を守り、暮らしの基盤が整う共生のまち (3) 暮らしの中の安全・安心を守ります	総務部 総務課
		第3分野 支えあい助け合う安心のまち (4) 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します	健康福祉部 社会福祉課

【外部評価当日のタイムスケジュール】

日	時間	所要時間	評価
8/28 (月)	13:00 ~ 13:05	5分	外部評価の概要等説明
	13:05 ~ 14:15	70分	ヒアリング【基本目標4 基本方針(3)】
	14:15 ~ 14:25	10分	委員評価
	14:25 ~ 14:35	10分	休憩(説明者入替)
	14:35 ~ 15:45	70分	ヒアリング【基本目標5 基本方針(2)】
	15:45 ~ 15:55	10分	委員評価
8/31 (木)	10:30 ~ 10:35	5分	外部評価の概要等説明
	10:35 ~ 11:45	70分	ヒアリング【基本目標1 基本方針(2)】
	11:45 ~ 11:55	10分	委員評価
	12:00 ~ 13:00	10分	昼食・休憩
	13:00 ~ 14:10	70分	ヒアリング【基本目標2 基本方針(3)】
	14:10 ~ 14:20	10分	委員評価
	14:20 ~ 14:30	10分	休憩(説明者入替)
	14:30 ~ 15:40	70分	ヒアリング【基本目標3 基本方針(4)】
	15:40 ~ 15:50	10分	委員評価
	15:50 ~ 16:10	20分	まとめ

3. 行政点検外部評価委員会の活動内容

令和5年7月14日(金) 第1回行政点検外部評価委員会

行政点検外部評価について事務局より説明を行い、評価対象及び外部評価方法を確認。

- 外部評価の概要について(評価対象、所要時間、評価方法)
- 評価対象基本方針の選定について

令和5年8月28日（月） 第2回行政点検外部評価委員会

基本方針評価調書に基づき、責任課が基本方針及び目指す姿、並びに施策の成果等を説明。

委員による責任課及び主管課へのヒアリングを実施。また、ヒアリング結果に基づき、委員各自において責任課が行った内部評価（一次点検）の妥当性に対する評価を実施。

◎第4分野 基本方針（3）：スポーツに参画できる環境づくりを進めます

◎第5分野 基本方針（2）：誰もが尊重される地域社会を形成します

令和5年8月31日（木） 第3回行政点検外部評価委員会

基本方針評価調書に基づき、責任課が基本方針及び目指す姿、並びに施策の成果等を説明。

委員による責任課及び主管課へのヒアリングを実施。また、ヒアリング結果に基づき、委員各自において責任課が行った内部評価（一次点検）の妥当性に対する評価を実施。

◎第1分野 基本方針（2）：豊富な森林の保全と活用を図ります

◎第2分野 基本方針（3）：暮らしの中の安全・安心を守ります

◎第3分野 基本方針（4）：住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します

令和6年1月16日（火） 第4回行政点検外部評価委員会

各委員からの評価シート及びヒアリング実施時の質疑応答内容をもとに整理した「郡上市行政点検外部評価報告書（案）」について確認・協議。必要な修正を加えて成案とした。

4. 行政点検外部評価委員会による評価結果

（1）外部評価結果一覧表

分野	基本方針名	外部評価委員会評価結果	責任課
1	豊富な森林の保全と活用を図ります	市の評価は、概ね適正な評価が行われている	農林水産部 林務課
2	暮らしの中の安全・安心を守ります	市の評価は、概ね適正な評価が行われている	総務部 総務課
3	住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します	市の評価は、概ね適正な評価が行われている	健康福祉部 社会福祉課
4	スポーツに参画できる環境づくりを進めます	市の評価には、一部適正でない部分がある	教育委員会事務局 スポーツ振興課
5	誰もが尊重される地域社会を形成します	市の評価は、概ね適正な評価が行われている	市長公室 企画課

＜参考＞ 一次点検（内部評価）基準表

評価	評価内容
S	目指す姿に向けて高いレベルで推移している
A	目指す姿に向けて概ね順調である
B	目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する
C	目指す姿に向けてあまり順調といえず、一層の努力を要する
D	目指す姿には程遠く、手法の抜本的な見直しが必要である

＜参考＞ 二次点検（一時点検総合評価の妥当性）外部評価委員会の審査基準表

評価	評価内容
1	市の評価は、適切な評価が行われている。
2	市の評価は、概ね適切な評価が行われている。
3	市の評価には、一部適正でない部分がある。
4	市の評価には、適正でない部分が多くみられる。

(2) 基本方針の個別評価

基本目標	第1分野 地域資源を活かして産業を育てるまち		
基本方針	2 豊富な森林の保全と活用を図ります		
責任部課	農林水産部 林務課	主管課	林務課
施策	目指す姿及び主管課の評価		
1	森林資源の利用促進	山林に高性能林業機械が入り、伐採搬出が機械化され、効率的に作業が行われているとともに、伐採後の造林現場にも車両で到達することができ、行き届いた山林の管理ができています。	
		木造建築物を目にすることが多くなるとともに、職場や家庭でも木製品が多く使われ、資源の循環利用を生活に取り込むことができる社会となっています。	
2	森林の適正保全・管理の推進	森林の適正な保全や管理を推進する上で、課題となっている山林の所有権界の明確化が進み、森林整備が円滑に進んでいます。	
		山地災害が少ない安心して暮らせる地域になり、多様性に富んだ快適な森林空間によって、潤いのある生活環境が保たれています。	
3	山を支える人づくり	あらゆる世代が山に関心をもち、関わる人が増え、木のある暮らし、山のある暮らしが体現された、活力ある地域となっています。	
責任部長による総括評価概要		<ul style="list-style-type: none"> 基本方針に紐づく各施策は、関連する事務事業の状況、指標の達成度の状況を鑑み、概ね妥当と判断できる。 施策2に関連する指標いずれも目標値を下回り、特に「森林情報の集約が完了した大字数」については、実績を上げることができなかったが、「森林経営管理制度」の設立により災害の危険性のある森林から進める必要が生じたためであり、これらの森林については境界の明確化や意向調査、施策プラン作成を実施し森林整備も行っていることから一定の評価はできる。 材価の低迷等により森林所有者の関心が薄れ荒廃が進んでいることから、防災上必要な環境保全林については、森林環境譲与税を活用した森林整備を行うとともに、木材生産林については民間事業者が施策に必要な林道整備等に対する支援を一層進め、持続可能な木材生産体制を構築していく必要がある。 	

外部評価結果	
内部評価結果に対する妥当性の評価	概ね適正な評価が行われている
評価の概要	<p>責任課は、基本方針である「豊富な森林の保全と活用を図ります」を構成する3つの施策について、全てB評価（目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する）と判定をしている。また、責任部長も、責任課の分析を踏まえ、基本方針に沿った施策の進捗と成果を認めながら、一方で森林環境譲与税を活用した森林整備の推進や林業従事者の確保など、持続可能な木材生産体制の構築が課題と捉えた総括評価を行っている。</p> <p>外部評価委員会としては、森林整備をはじめ、高性能林業機械の導入や木質燃料ストーブの購入支援といった資源活用に向けた取組みのほか、林業技術者を確保していくための育成支援など、森林資源の保全・活用に向けて様々な施策を展開していることが調査及び責任課等の説明から確認することができ、施策ごとの市の評価は「概ね適正である」と判断した。</p> <p>この基本方針は、国土保全・環境保全の面から重要な方針であると認識しており、市の広大な森林面積に対して、森林環境譲与税の活用も含め、最終的にどのように整備を進めていくかという目標、ロードマップが必要であると考え、その目標を意識した施策の展開、指標の設定等に努めていただきたい。また、林業は産業資源だけでなく、教育資源にもなるほか、災害防止の関連も深いため、引き続き総合的な視点と、関係する部署と連携しながら施策を展開していただきたい。</p>

外部評価結果		
	意見区分	委員からの意見の内容
基本方針を構成する施策又は事務事業に対する意見	成果等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・林業は教育資源にもなり、産業資源でもあり、移住支援を進めていくうえでの資源にもなってくるほか、災害との関連も深いため引き続き総合的な視点と、各関連部署との連携を維持、発展させていただくことに期待する。 ・林業の現場では困難な点が多くあるが、努力してみえることは理解できる。また、林業従事者等の人づくりは基本であることから、諸機関との連携を一層深めていってほしい。
	指摘事項や改善を要する事項等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・大字界の情報収集が困難となったのであれば、境界が不明瞭な問題をどのように解決するのか施策が乏しい。また、施策2の指標が実績を上げられなかったことに対し、森林経営管理制度の設立と説明があったが、その制度の成果が分からない。 ・最終的にどのように整備を目指し、その目標にどのように進んでいくかのロードマップが作成されているとは考え難く、取組みも目標に向けて十分意識されているとは思えない。 ・広大な森林面積に対し、実施面積が全体の何%進捗しているのか資料等では分かりづらいため、今後作成の際は記述に工夫されたい。また、林業を成長産業化として出すときも、市内総生産における何%という指標など使用する数字、単位も考え直す必要があるのではないかと。 ・施策に掲げる3つの柱の取組みは、市民には見えてこない部分もあるため、広報等で分かりやすく周知してもらえると良いと思う。
その他の意見		<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理制度、嵩上げ助成などの言葉の意味合いが分かりづらく、境界確定の場所も必要なのか、十分なのかも分かりにくい記述となっているため注釈が必要。 ・施策の概要から想定する成果と各施策に記載されている成果にズレがあるように感じる。 ・聞きなれない用語が多くあるため、市民の方が読んで分かりやすい内容にさせていただき、自分たちの問題として関心を持ってもらえるよう工夫されたい。 ・森林の保全と共に、サイクリング用の道としても活用するなど視点を変えた活用も検討されると良いと思う。 ・市が開催するイベント等の活用や、関係職種との連携を進め、郡上市の現状を市民等へ伝えていくことも大切だと感じた。 ・施策1では課題が明確になっているが、どのように解決していくのか具体策が必要かと思う。

《用語解説》

「森林経営管理制度」	森林経営管理制度とは、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理をする制度。
「森林環境譲与税」	森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされている。なお、森林環境譲与税は、市町村による森林整備の財源として、令和元(2019)年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されている。

基本目標		第2分野 美しい水と緑を守り、暮らしの基盤が整う共生のまち		
基本方針		3 暮らしの中の安全・安心を守ります		
責任部課		総務部 総務課	主管課	総務課、建設工務課、都市住宅課
施策		目指す姿及び主管課の評価		
1	防災体制の整備	地域防災のリーダーが養成されるとともに、消防職員、消防団員及び資器材の充実が図られ、自主防災組織力や消防の機動力が高まっています。		B
2	市民の安全対策の推進	特定空家等の対策や消費生活相談、住宅用火災警報器の設置に関する啓発活動により、安全・安心な生活環境が整っています。		B
3	災害危険箇所の解消	河川の氾濫や急傾斜地の崩壊箇所を改修することにより、災害危険箇所が解消され、災害に強い社会基盤が整っています。		B
4	建築物耐震化の推進	災害時に避難所となる公民館や民間施設等の耐震診断や耐震改修が進み、地震発生時の安全が確保されています。		B
責任部長による総括評価概要		<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制の整備については、防災士資格取得者が目標数に達し、数値の上では着実に推進されており、今後も「一組織一防災士」を目指して、組織支援を行うとともに整備環境を図る。 ・市民の安全対策の推進については、指標とする住宅用火災警報器の普及率は上昇しており、一定の啓発効果が見られるほか、空家の適正管理、特定空家除却に対する助成を行い、防止・管理・削減の3つの側面での取組みを引き続き推進する。 ・災害危険箇所の解消については、目標である7箇所を上回る9箇所で河川改修を実施できており、引き続き危険箇所の解消に向け、予算・人員等の確保に努める。 ・建築物耐震化の推進については、指標とする住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率において、公共施設及び公営住宅の計画的な耐震化等により、最終年度の目標値に対し概ね良好に推移している。 ・これら全体を通して、指標の達成状況も良好であり、安全・安心なまちづくりが進められている。 		

外部評価結果	
内部評価結果に対する妥当性の評価	概ね適正な評価が行われている
評価の概要	<p>責任課は、基本方針である「暮らしの中の安全・安心を守ります」を構成する4つの施策について、全てB評価（目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する）と判定をしている。</p> <p>災害危険箇所の解消に向けた取組みや、市民の防災意識の向上のための啓発活動、建築物の耐震化など「ハード面」、「ソフト面」と多岐に渡る分野であるが、防災資器材の整備や人口減少に伴う消防団組織の再編検討のほか、交通安全等の啓発活動、特定空家の除却、河川や急傾斜地等の危険箇所の改修など評価調書及び責任課等の説明から確認することができ、個々の事業の実績や成果を踏まえた上で総括すると、外部評価委員会としては、市の評価は「概ね適正である」と評価した。</p> <p>しかしながら、全体を通して災害弱者に対しての視点が非常に弱い印象を受けたことから、発災時の避難体制はもちろん、平常時の訓練等においても対応が遅れるのは日頃から災害弱者とされる人達であることを念頭に置き、そういった人達への視点や配慮を意識しつつ、防災体制と関連付けながら検討いただきたい。</p> <p>また、関連指標とする「防災士資格取得者数」については、施策との関連性が分かりにくい点や、「氾濫が想定される河川の改修箇所数」の算出方法に当たっては、市民に誤解を招きかねない表現となる恐れがあるため、指標の設定及び数値等の算出方法について再考いただきたい。</p>

外部評価結果		
	意見区分	委員からの意見の内容
基本方針を構成する施策又は事務事業に対する意見	成果等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗は概ね順調と見受けられるが、河川改修箇所数は数字に変化がなく、事業が進んでいるのか見えにくい。 ・施策2「市民の安全対策の推進」において、高齢者の消費者トラブル防止のため、地域の関係者と連携する必要があるとしているが、関係者への事例共有等だけでは不十分と感じる。
	指摘事項や改善を要する事項等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・関連指標の「住宅用火災警報器の普及率」は、抽出調査では十分な信頼が得られない気がするため、自治会を活用し全数調査等ができないものか検討いただきたい。 ・施策1では、「防災士資格取得者数」を指標として掲げているが、「一組織一防災士」を目指すのであれば、防災士が配置されている自治会数をカウントするのが適正と考える。 ・施策4の「建築物耐震化の推進」においては、診断まで行うが改修までに至らない点について、本質的な課題の明確化と対策を期待したい。また、耐震化に関する指標は実態把握がしづらいのではないかと考えるため、指標の再考が必要ではないかと考える。 ・災害時や避難所のトイレ問題については、2016年に内閣府がガイドラインを示しており、近年、バリアフリー型の仮設トイレ、移動式のバリアフリートイレの開発なども進められているため、「体制整備」という観点で検討いただきたい。 ・防災に関しては、ハード面とソフト面があり、ハード面に関しては行政が主となり進める必要があると考えるが、ソフト面については市民自らが意識し取り組む必要があることを広く周知する工夫が大切であると思う。 ・今後の展開において、防災士の活用がうまくなされるよう工夫されたい。
その他の意見		<ul style="list-style-type: none"> ・総括評価は、もう少し簡潔にまとめた方が良いと感じる。 ・若者はドローンの操作には興味がありそうなので、その活用も話題にしながら消防団への勧誘を進めてはどうか。 ・ゲリラ豪雨等自然災害が全国的に増えている中、地域住民も不安を強く感じている方が多くみえる。しかし、避難所への避難に抵抗がある方も多く、なぜ避難したくないのか、避難できないのかを把握することも大切だと感じている。そこで、地域サロン等で消防士や防災士に依頼し、「暮らしの中の安全・安心」に関する講話や情報提供を行っていくと良いと思う。 ・全体的に適正な評価であると思われるが、より実質的な意味での防災に取り組んでいただきたい。なお、災害弱者に対しての視点が非常に弱い印象を受けたので、平時からそういった人々への視点や配慮も意識しつつ、防災体制と関連付けながら取り組みを推進していただきたい。

《用語解説》

「特定空家」

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

「災害弱者」

災害時に特に不利になる人を言う。通常、家屋倒壊を伴う大地震や集中豪雨などの大災害の際に、普通に行動し、避難することが困難な人を指し、具体的には、高齢者や障がい者、傷病者、妊婦、乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人、当該地域の地理に疎い観光客（旅行者）などが該当する。

「ドローン」

ドローンとは、無人飛行機の総称。無人航空機とは「人が乗ることができない飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの」を指し、ドローンはこの括りに該当する。

基本目標	第3分野 支えあい助け合う安心のまち		
基本方針	4 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します		
責任部課	健康福祉部	社会福祉課	主管課 社会福祉課
施策	施策・目指す姿及び主管課の評価		
1	地域ぐるみで支え合う仕組みづくりの推進	地域ぐるみで支える仕組みが構築され、見守りや福祉活動に関わる人が増えることにより、支援が必要な人が安心して生活できています。 平常時から、地域において要支援者に対する支援方法が確立され、災害時における支援体制が構築されています。	B
2	障がい者（児）福祉の充実	複雑化した問題や多様化したニーズに対応できる相談支援体制が整い、障がい者やその家族が必要な福祉サービスを利用しながら地域で安心して暮らすことができています。	B
3	生活困窮者の自立支援	様々な事情により生活困窮に陥った人に対する相談窓口や支援体制が整っており、一人ひとりの実情に合わせた支援により自立した生活を送ることができています。	B
責任部長による総括評価概要		<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少や少子高齢化、核家族化等の問題が深刻化し、コミュニティが希薄化する中で、「住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」を実現するには、行政と地域住民が共に取り組んでいく包括的な体制づくりが必要である。 ・近年の社会情勢の変化により、生活困窮に関する相談が複雑化しているが、一人ひとりの実情に合わせた自立のための支援を実施しており、結果、自立が困難な場合は、迅速に生活保護につなげるよう連携している。 ・一方で、各種計画や制度・事業内容の周知が十分でないことや、福祉サービスを提供する人員の不足などが課題となっており、今後においては、「支える側」「支えられる側」という関係を超え、人と人、人と社会がつながり支え合う「地域共生社会の実現」に向け、行政・関係機関・住民が一体となって重層的な支援体制の整備を推進していく必要がある。 	

外部評価結果	
内部評価結果に対する妥当性の評価	概ね適正な評価が行われている
評価の概要	<p>人口減少、少子化・超高齢化社会の中で、福祉という幅広い施策を展開しながら、誰もが安心して暮らすことができる地域をつくるためには、様々な課題が想定される。これらの課題は、行政のみで解決できることではなく、社会福祉協議会をはじめとする、福祉に関わる組織や団体の協力、ボランティアの支えなど、全市的な取り組みが必要であることから、それぞれが連携・協働して取り組んでいる。</p> <p>責任課は、こうした連携と協働の中で、複雑化・複合化した支援ニーズの対応に向けて重層的支援体制を整備したことや、生活困窮者に対する早期自立を促すための各種支援をはじめ、サロン活動など住民主体の福祉活動の支援や普及、育成等の取り組みを踏まえ、B評価（目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する）としており、外部評価員会としても調書及び責任課等の説明から、市の評価は「概ね適正である」と判断した。</p> <p>一方、調書を含め責任課の説明は、個々の取り組みと成果に終始している傾向があり、特に国や県が法令等で定める事業のアウトプットに関する説明に留まっており、今後の方向性についての記述も抽象的で具体性に欠けるため、本方針、目指す姿の実現に向けて変化する時代に応じたビジョンを描き施策を進められたい。</p>

外部評価結果		
	意見区分	委員からの意見の内容
基本方針を構成する施策又は事務事業に対する意見	成果等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・支えあいの仕組み作りが構築されれば、安心して暮らせるという方向性は良いと思うが、行政として、どう支援体制を整備していくかを明確にして推進されたい。 ・施策1の関連指標「防災訓練時に要支援者名簿を活用した自治防災会の割合（年間）」が令和元年度は46.0%であったが、その後実績値が減少しているにも関わらず、その対策が取られていない。また、指標が未達にも関わらず、周知していただくだけでは今後の展開は不十分で具体性に欠ける。 ・アウトリーチ型の支援員が一人増員されたことは評価できる一方、一人で十分なかとも思う。増員された人も含め、支援チームが形成できているのか、また、機能しているのか疑問に感じる。
	指摘事項や改善を要する事項等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の展開において、「8050問題」を踏まえた取組みの方向性が示されると良い。 ・事務事業の実績調書（判定の理由欄）には、「国、県の制度に沿った事業のため評価判定にそぐわない」といった判定があるが、基本的には自治事務であり、各自治体の創意工夫によって事業を進め、評価判定を行う必要があるかと思う。 ・施策2の関連指標「障害福祉サービスの満足度」については、主観的満足度評価だけで本当に良いのか。また、必要な人に対して必要なサービスが届いているのかという確認は必要である。 ・施策3も「自立」には個人差があり、少なくとも自立相談支援において個別の支援計画が立てられているはずであり、その計画の達成度合いを指標とすることも考えられるため検討いただきたい。 ・民生委員児童委員は地区の代表として選出された人だけに、「資質の向上を図る」との記載には違和感があるため、表現を改めてはどうかと思う。
その他の意見		<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に掲げる姿は、多くの市民が思っている事であり、地域での取組みや全国的に注目されている取組み等、各地域で活かせることがあれば是非情報提供していただきたい。 ・時代の流れとともに、暮らしの中の課題は新たに発生してくるが、その課題を的確に捉え行政、関係機関、市民がうまく連携し、支え合いながら安心して暮らせる郡上市になることを望む。 ・目標に向かって進めるために理想（基本方針）を掲げることは必要であるが、理想から見て、「今どこに立っているのか」、「まず何をすべきか」をもっとシンプルに示しても良いのではないかと思う。また、郡上市の規模では「地域の支え合い」は簡単に「相互監視」に変容する危険性もあることを知ったうえで、支え合いをしなくてはならないと感じる。 ・専門用語の注釈はあるものの、辞書的な注釈のみで一般向けには理解が難しい説明に留まっている印象がある。 ・福祉に関しては、様々な個別ケースを積み上げていくこと、また、そこからの地域づくり、制度化の視点が何より重要であるため、その観点を課内だけでなく、庁内でも共有、共通認識を持つような働きかけにも期待したい。

《用語解説》

「地域共生社会」

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指す。

「重層的支援体制」	介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないようなくらしの困りごとに対応するため、町全体で「分野を問わない相談支援」、「参加支援」および「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する包括的な支援体制。
「アウトリーチ型支援」	福祉分野では、「支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス」のことを言う。

基本目標	第4分野 香り高い地域文化と心豊かな人を育むまち		
基本方針	3 スポーツに参画できる環境づくりを進めます		
責任部課	教育委員会事務局 スポーツ振興課	主管課	スポーツ振興課
施策	施策・目指す姿及び主管課の評価		
1	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	スポーツに親しむきっかけづくりや、各世代のニーズ、ライフスタイルに合ったスポーツ活動の展開により、市民が健康でいきいきとした生活を送っています。	B
2	スポーツ活動の支援	競技種目や団体を選択できる環境と、充実した指導体制のもと、競技力が高く活発なスポーツ活動が展開されています。	B
3	スポーツツーリズムの推進	スポーツをすることや観る機会、スポーツ活動を支える環境が整い、スポーツ活動に参画する市民が増加しています。 多様なニーズに対応できる受入態勢が整い、多くのスポーツ合宿や大会が行われ、スポーツによる地域の活性化が図られています。	B
責任部長による 総括評価概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「1 市民1 スポーツ」の推進にあたっては、いつでも・どこでも・誰もが手軽に出来る（参加できる）ウォーキング、ノルディック・ウォーク、健康体操教室を開催した。また、スポーツをする（好きになる）きっかけづくりとして、プロアスリートを招いたイベント等を開催し、多くの市民が参加した。 ・スポーツ大会・合宿誘致においては、リピーターの定着と、利便性を高めるための、窓口の一元化により、利用者数は令和元年来で過去最高となるなど一定の成果を上げることができた。 ・一方、少年スポーツ団体への加入率は、コロナの影響によるスポーツ離れや少子化による少年スポーツクラブへの入会数の減少などにより、大幅な加入は見込めない状況にあるため、今後の少年スポーツの在り方について検討し、市内のクラブの統一化など、新たな少年スポーツ団体の実現を目指していく。 		

外部評価結果	
内部評価結果に対する 妥当性の評価	一部適正でない部分がある
評価の概要	<p>市では、教育方針に基づき「1 市民1 スポーツ」を推進しており、様々な立場でスポーツに関与する市民が増え、ライフステージに合ったスポーツ活動を通じて心身ともに健康な暮らし、スポーツにより地域が活性化した姿を将来像として描いている。</p> <p>責任課は、将来像の実現に向け、手軽に参加できるウォーキング等の教室や、スポーツをするきっかけづくりとしてプロアスリートを招いたスポーツイベントへの参加者の増加、またスポーツ大会や合宿の誘致を通じたスポーツ交流人口の増加等を踏まえ、目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要すると判定している。</p> <p>しかしながら、調査や責任課の説明からは、「スポーツ」の定義がはっきりしておらず、そもそも「スポーツ」とは何か考えを整理する必要がある。そのうえで、アンケート等を実施し、課題等の分析のうえ、施策を見直していく必要があると考えられる。また、施策1の課題となっている30代から50代のスポーツ実施率の低下要因が不明なまま、分析できていないとなると課題と施策のつながりが十分とは考えにくいことから外部評価委員会としては「一部適正でない部分がある」と判断した。</p> <p>また、全体を通して障がい者スポーツに関する記述が圧倒的に少なく、市の目指す姿の実現には、健常者のみならず障がい者の方なども含まれることから、様々なスポーツについて、今後どのように取組みを展開していくか再考いただきたい。</p>

外部評価結果		
	意見区分	委員からの意見の内容
基本方針を構成する施策又は事務事業に対する意見	成果等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・施策3の関連指標「スポーツ大会・合宿への参加者数（年間）」に関しては、数値で見ると限りA評価でも良いのではないかと。 ・メジャースポーツへの偏りを見直しつつ、パラスポーツ、ニュースポーツなどの観点も盛り込みながら、とりわけ施策1を軸に基本方針の達成を目指していただきたい。 ・スポーツに参画できる環境づくりのためには、場所と共に広報（周知）が大切であり、様々な手段、方法で周知に努めると良いと思う。
	指摘事項や改善を要する事項等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・指標の確認方法にやや不備が見られるため、全国のアンケート項目とまちづくりアンケートの項目を比較できるよう同一指標とするなど、アンケートを回答する方が同じようなイメージが持てるよう工夫されたい。 ・施策1の課題に「30代～50代のスポーツ実施率の低下要因を把握する必要がある」とあるが、第2次郡上市総合計画（後期基本計画）の取組みは、今年で3年目となるため早急に低下要因を把握していただきたい。 ・学校の部活動から地域のクラブ等へと移行することは、正しい方向性だと思うが、今後、少年スポーツの在り方について検討し、具体的な取組みを再考されたい。 ・施策1の今後の方向性と具体的な展開の項目に、「ケーブルテレビでも放送し、移動が困難な方でも気軽に参加できる機会をつくる」とあるが、福祉や介護予防の観点から言えば、自宅ではなく外出すること、他人と一緒に行動することに意義があるため、機能的な面だけではない観点からも検討いただきたい。 ・心豊かな人を育むまち、環境づくりを進めるうえでは、障がい者スポーツに関する施策についても設けると良いと思う。 ・スポーツツーリズム、アーバンスポーツ等は分かりやすい記載にしていきたい。ライフステージについても、日本語での説明があると良い。
その他の意見		<ul style="list-style-type: none"> ・施策1に関して、ライフステージに応じたスポーツ活動の内容はもっと具体的に記載し、市民に届くような情報発信の方法を考えていくことが必要だと思う。 ・成果指標の傾向は文章において表現されているが、客観的な数値が示されていない。 ・そもそも計画されたことは進んでいると考えるが、他にも取り組むべき課題があると思える。 ・スポーツの定義がはっきりしておらず、課題解決の手法等についてもスポーツを幅広く捉えたいうでの見直しが必要かと思われる。 ・部活動から地域クラブ移行に関しては、相当の資源（ヒト・モノ・カネ）を投入しないと成果が出てこないと感じるが、「新たな仕組みづくり」についてももう少し深く今後の展開について記述が欲しい。

《用語解説》

「ノルディック・ウォーク」 両手に持ったポールを、クロスカントリーのように交互に地面につきながら歩くウォーキング方法。ポールの持ち方やつく位置などを変えることで、負荷を調整しながら運動を行え、足だけでなく2本の棒で体を支えるので安定感があり、高齢者や足腰に不安がある人でも取り組みやすい。

「ニュースポーツ」 20世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツ群を言う。1979年に最初に用いられた和製英語で、その数は数十種類におよび、軽スポーツ、やわらかいスポーツ、レクリエーションスポーツとも呼ばれる。

「スポーツツーリズム」	スポーツ観戦やスポーツイベントへの参加など、スポーツを主な目的とする観光旅行。スポーツと観光を融合させた旅行スタイルの普及を通じて、訪日外国人客の拡大や地域産業の振興を図ることが期待されている。
「アーバンスポーツ」	BMX、スケートボード、パークール、インラインスケート、ブレイクダンスなどといったエクストリームスポーツの中で、都市で開催が可能な都市型スポーツを言う。

基本目標	第5分野 市民と行政が協働でつくるまち		
基本方針	2 誰もが尊重される地域社会を形成します		
責任部課	市長公室 企画課	主管課	市民課、企画課、秘書広報課
施策	施策・目指す姿及び主管課の評価		
1	人権意識の高揚	人権に対する正しい知識と理解をもち、誰もが人権を尊重した行動をとることができる社会となっています。 DV被害や児童虐待について安心して相談できる体制が整い、適切な支援を受けることができる環境となっています。	B
2	男女共同参画の推進	すべての市民が、家庭や職場などあらゆる場面において、個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らせる社会となっています。	B
3	多文化共生の推進	市民と在留外国人が、お互いの文化の違いを理解し合いながら、地域の一員として共に暮らす社会となっています。	B
責任部長による総括評価概要		<ul style="list-style-type: none"> 基本方針に掲げる「誰もが尊重される地域社会を形成する」ため、「人権意識の高揚」、「男女共同参画の推進」、「多文化共生の推進」の3つの施策を柱として取り組んでおり、これらの施策は広い分野に跨り、成果として現れにくいことから、長期的視点で推進していく必要がある。 令和4年度の施策の成果に対する責任課の評価は、関連する事務事業の状況、成果と課題の捉え方から、概ね妥当であると判断できる。加えて、個々の具体的な取組みについても、それぞれの施策が目指す姿に関連しており、方向性は正しいと考える。 施策2及び施策3の指標に関しては、いずれも目標値を達成していないことから、周知や開催方法等の手法に工夫を凝らし、引き続き施策事業を推進していく必要がある。 SNSの普及により、従来からの人権侵害や児童虐待等に加えインターネットを悪用したプライバシーの侵害等の増加が懸念されることから、相談をはじめ、適切な支援提供が行えるよう体制整備が必要である。 	

外部評価結果	
内部評価結果に対する妥当性の評価	概ね適正な評価が行われている
評価の概要	<p>責任課は、基本方針である「誰もが尊重される地域社会を形成します」に紐づく1～3の施策すべてで、B評価（目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する）と判定をしている。責任課からの説明では、人権意識の高揚、男女共同参画の推進への取組みとして啓発や周知活動をはじめ、市内小中学校における人種差別や人権等の学習機会の提供、男女共同参画に関する番組作成及び放映や女性活躍応援セミナーの開催など様々な取組みが展開されていた。また、多文化共生の推進においても、日本語ボランティア養成講座の開催や国際交流団体の活動支援など、増えつつある在留外国人を支援する取組みを理解することができた。一方、責任部長の総括評価に示すとおり、本方針に掲げる施策はすぐに成果として現れるものではなく、長期的な視点を要するとともに、未達成の指標に関する課題認識も踏まえた上で総括すると、外部評価委員会としては、市の評価は「概ね適正である」と判断した。</p> <p>人権、男女共同参画、多文化共生は、それぞれ捉える側の感覚と行政の進め方が同じ方向を向いていなければならない分野であり、推進する難しさはあると思うが、創意工夫しながら引き続き施策を推進されたい。</p> <p>なお、「人権」は人の生命と生活を守るうえで非常に大切なことなので、施策の効果が見えるような指標の設定、算出方法について再考いただきたい。また、今後の取組みが一方通行とならないよう留意してもらいたい。</p>

外部評価結果		
	意見区分	委員からの意見の内容
基本方針を構成する施策又は事務事業に対する意見	成果等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗として、啓発活動等が充実していない部分があるように思われる。 ・男女共同参画の推進について、単にセミナー開催にて参加者を集める手法から、出前講座等の出張型の手法へ方向を変えていくことは良いことだと思うため、期待している。 ・多文化共生の推進は、市民と外国の方との相互理解が重要であるが、実際の取組みを聞かなかで日本への適応に終始している感じがした。
	指摘事項や改善を要する事項等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・総括評価に「成果として現れにくい」とあるが、何を成果と見るのか。取組みや活動を評価とすることはできないか検討いただきたい。 ・審議会の女性比率が毎年低下しているにも関わらず、要因分析がなされていない。 ・施策3の目指す姿に記載してあるような「お互いの文化の違いを理解し合い」というところは、まだ追いついていないように思う。双方向の取組みが明確になるよう展開と記述の仕方を工夫していただきたい。 ・広報（周知）の仕方が片寄っていて、市民全体に広報できていないように思うため、一人でも多くの市民に周知することが大切であることから、その手段について工夫されたい。
その他の意見		<ul style="list-style-type: none"> ・今後の展開については、全施策とも一方通行の面が見受けられる。アンケート等を通して市民が思っていることを数値化し、指標としていくことも必要だと思う。 ・審議会の男女比も最終的には同数となることを目指すことに異論はないが、市役所内における管理職に占める女性の割合や議会、自治会等、各意思決定機関などでの男女比や非男性の比率が指標に上がってこないのは不自然である。 ・本方針は、これがベストな施策と言い切れない分野であるため、必要な知識を得た上で絶えず議論しながら推進していくことを求める。 ・事業予算が極めて少ないため、事業を形としてやっていくことで精一杯という感覚を受ける。特に、学校での事業は、「思いやり」や「お互いが我慢し合う」という規範に沿う表現がいまだに多い。人権はいわゆる「お気持ち」からは離れて扱うべきものであると思う。

《用語解説》

「SNS」

SNSは、ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトのサービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

5. 外部評価の今後に向けて

1. 外部評価全般について

- 前期基本計画では指標の立て方が成果を表していないものが多く見受けられたが、今回、外部評価を行った基本方針の分野においては、責任課等からの説明を含め改善できてきたと感じるものの、まだまだ成果指標の設定に相違を感じる部分やミクロの部分で指標としている部分があることから、「目指す姿」に対する全体評価となるマクロ要素に視点おいた指標の設定に取り組んでもらいたい。
- 専門用語や固有名詞が多く使われていて、説明書き等の注釈を入れてもらえると市民も分かりやすい。

改正

令和5年3月27日条例第1号

郡上市住民自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 基本理念（第4条）

第3章 基本原則（第5条）

第4章 市民の権利及び責務（第6条・第7条）

第5章 議会及び市長等の役割と責務（第8条—第11条）

第6章 参画及び協働（第12条—第15条）

第7章 住民投票（第16条）

第8章 市政の運営（第17条—第27条）

附則

豊かな自然と温かい心、そして歴史と文化が息づく「ふるさと郡上市」。

私たちはこのふるさとを誇りに思い、いつまでも住み続けられる地域であることを願っています。

郡上市には、それぞれの風土習慣をもった多様な地域があります。私たちは、先人たちが連綿と受け継いできたこれらの「たからもの」を守り、さらに磨きをかけて次世代へつないでいかなければなりません。そのためには、私たち市民一人ひとりがまちづくりの主人公であることを自覚し、力を出し合い、郡上市としてまとまっていくことが必要です。

私たち市民、議会及び市長等が、それぞれの役割を担い、人と人とのつながりを大切にした協働によるまちづくりを進めるため、この郡上市住民自治基本条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、前文に掲げる理念を明らかにし、まちづくりの基本となる住民自治や市政運営の原則を定めるとともに、市民、議会、市長等のそれぞれの役割と責務を明確にし、協働によるまちづくりを進めることを目的とします。

（用語の定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- （1） 市民 市内に居住、在学若しくは在勤する個人又は市内において事業若しくは活動を行う個人、法人その他団体をいいます。
- （2） 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- （3） 協働 地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民と議会、市長等がお互いの立場を尊重し、お互いの不足する部分を補いながら、ともに協力して取り組むことをいいます。
- （4） まちづくり いつまでも住み続けられる地域をつくるために、より良い地域を目指す活動全般をいいます。

(5) 住民自治 市民自らが参画し、協働し、まちづくりを主体的に進めることをいいます。

(6) 自治力 自らの地域の課題に対して、自ら参画し、取り組むことにより課題を解決していく力のことをいいます。

(条例の位置付け等)

第3条 市民、議会及び市長等は、他の条例、規則その他の規程の制定若しくは改廃又はまちづくりに関する計画の策定、施策や事業等を実施する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。

第2章 基本理念

(基本理念)

第4条 まちづくりの主人公である市民は、議会及び市長等とともに協働によるまちづくりを進め、いつまでも住み続けられる郡上市を目指します。

第3章 基本原則

(基本原則)

第5条 市民は、議会及び市長等とともに、次に掲げる事項を基本として、まちづくりを推進します。

(1) 市民は、積極的な市政参画に努め、議会及び市長等は市民の市政への参画を推進します。

(2) 市民、議会及び市長等は、お互いに情報の共有に努めます。

(3) 市民、議会及び市長等は、協働によるまちづくりに努めます。

(4) 市民、議会及び市長等は、市内それぞれの地域にある多様な地域資源を活用したまちづくりを進めます。

第4章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第6条 市民は、市政やまちづくりに参画する権利を有するとともに、市政やまちづくりに関して知る権利を有します。

(市民の役割と責務)

第7条 市民は、お互いに尊重し、協力しあいながら、自らまちづくりに参画するよう努めます。

2 市民は、一人ひとりが市政やまちづくりに関心を持ち、学習に努め、自らの発言や行動に責任を持つものとしします。

3 市民は、まちづくりの担い手として、地域活動への積極的な参加に努めます。

4 事業者等(第2条第1号における、市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他団体をいう。)は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、地域の課題の解決に向けて取り組むよう努めます。

第5章 議会及び市長等の役割と責務

(議会の役割と責務)

第8条 議会は、選挙で選ばれた住民の代表者が構成する議決機関として、市民に開かれた議会の運営に努めます。

2 議会は、この条例の基本理念及び基本原則を尊重し、まちづくりに取り組むよう努めます。

(市長等の責務)

第9条 市長等は、所管する事務の企画立案、実施、評価及び効果について、市民に対しわかりやすい説明に努めます。

2 市長等は、公平・公正、誠実、迅速及び効率的に事務を執行します。

(市長の責務)

第10条 市長は、この条例の基本理念及び基本原則に基づいた市政運営に努めます。

2 市長は、市民の自治力向上のため、市民の自主性及び自立性を尊重しながら、その活動を支援するよう努めます。

3 市長は、市民の期待に応えられる市職員の育成に努めます。

(市職員の責務)

第11条 市職員は、公平・公正に職務を遂行するとともに、市民との協働によるまちづくりの推進に努めます。

2 市職員は、市民の一員として、積極的にまちづくりへ参加するよう努めます。

第6章 参画及び協働

(パブリックコメント制度(市民意見公募手続制度))

第12条 市長等は、市の重要な計画や政策の策定等について、事前にその案を公表し、広く市民の意見を聴取します。

2 市長等は、市民から提出された意見等を考慮して政策等の意思決定をするとともに、提出された意見等の概要及び意見等に対する市の考えを公表します。

3 第1項の手続及び前項の規定による公表の方法については、別に定めます。

(審議会等への参加)

第13条 市長等は、審議会、審査会、調査会その他これに類するもの(以下「審議会等」という。)の委員を選任する場合、男女比、年齢、職種、地域バランス等を考慮した選任に努めるとともに、その一部には市民からの公募による委員を選任します。ただし、専門性の高いものや個人情報扱うものなどについては、この限りではありません。

(住民自治の推進組織)

第14条 市長は、協働によるまちづくりを推進するための組織を設置します。

2 この組織は、地域の課題を共有し、市民自らが考え、議論しながらその解決に向けて取り組み、地域の特色をいかしたまちづくりを進めます。

3 この組織と運営については、別に定めます。

(市民協働)

第15条 市民、議会及び市長等のまちづくりの担い手が、お互いの責任と役割を認め合いながら、協力、連携してまちづくりを進めます。

2 市長は、市民、まちづくり団体等の活動や交流の支援、調整を行うための拠点となる組織を設置します。

3 この組織と運営については、別に定めます。

第7章 住民投票

(住民投票)

第16条 市長は、市政に関する重要項目について、必要に応じ住民投票を実施することができるものとします。

2 住民投票の実施に関し必要な事項については、それぞれの事案に応じて、別に条例で定めます。

3 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重します。

第8章 市政の運営

(情報公開)

第17条 市長等は、市民の知る権利を保障するため、別に条例で定めるところにより、情報の公開を推進します。

(個人情報保護)

第18条 市長等は、市民の権利や利益が侵害されることのないよう、法律及び別に条例で定めるところにより、個人情報を適正に取り扱います。

(会議等の公開)

第19条 審議会等の会議は、法令、条例、規則その他の規程に特別な定めがある場合を除いて、原則として公開します。

(行政評価)

第20条 市長等は、総合計画等に基づいた事業について、行政評価を行い、評価の結果を事業の推進や見直し等に反映するよう努めます。

2 市長等は、行政評価を行う場合、審議会等による市民参画に努めます。

(総合計画)

第21条 市長は、総合的で計画的な市政運営を図るため、議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画を策定するものとします。

(財政運営)

第22条 市長等は、総合計画を基本とした計画的な財政運営に努めます。

(意見、要望、苦情等への応答)

第23条 市長等は、市政に関する意見、要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速な対応に努めるとともに、苦情に対しては原因を分析し、再発の防止に努めます。

(行政手続)

第24条 市長等は、市民の権利と利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、行政手続における、公正の確保と透明性の向上を図ります。

(危機管理)

第25条 市長等は、市民の安全安心に努めるとともに、市民の安全確保のため緊急事態に対処できる体制の充実、強化に努めます。

2 市民は、災害等に備え、地域でお互いに協力して対応できるような体制づくりに努めるとともに、災害発生等、緊急時には自らの安全確保に努めます。

(国等他機関との連携、協力)

第26条 市長等は、共通する課題解決等において、国、県及び他自治体等と連携、協力を努めます。

(条例の検証)

第27条 市長は、この条例の見直しを含めた検証を行う機関を、別に定めるところにより設置します。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日条例第1号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

改正

平成19年3月5日訓令第24号

平成20年1月23日訓令第2号

平成24年3月30日訓令第4号

平成26年6月26日訓令第11号

郡上市行政点検実施要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、郡上市が次のことを目的として行う行政点検に関し必要な事項を定めるものとする。

(1) 郡上市総合計画基本計画（以下「総合計画」という。）に位置付けられた施策の目標達成状況等について点検し、その結果を施策の展開や事務事業の実施等に適切に反映させることにより、成果を重視した行政運営を進める。

(2) 事務事業の効果を検証し、適切な改善を行うことにより、行政サービスの最適化を進める。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 行政点検 郡上市住民自治基本条例（平成26年郡上市条例第2号）第20条において市長等が行うこととしている行政評価をいう。

(2) 施策点検 総合計画に掲げる全ての施策について行う行政点検をいう。

(3) 事務事業点検 市が行う事務事業のうち、別に定める基準に基づき選定する事業について行う行政点検をいう。

(調書の作成)

第3条 行政点検は、市長が別に定める日までに調書を作成して行う。

2 調書の様式は、市長が別に定める。

(点検の実施)

第4条 行政点検は、施策及び事務事業等（以下「事務事業等」という。）を所管する部、振興事務所、教育委員会及び消防本部（以下「部等」という。）が行う。

(外部評価)

第5条 行政点検は、市自らが行うことを基本とするが、市民協働の理念に則り必要に応じて市民等の意見を聴取するものとする。

(点検結果の反映)

第6条 部等の長は、行政点検の結果を踏まえ、必要な事務事業等の見直しを実施するものとし、その結果は市長に報告しなければならない。

2 部等の長は、行政点検の結果及び見直し結果を事務事業等の企画立案、次年度の予算編成等に適切に反映させるものとする。

(点検結果の公表)

第7条 行政点検の結果は、原則として全て公表する。

(点検の庶務)

第8条 行政点検の実施にかかる庶務は、事務事業等を所管する部等において処理する。ただし、全体の取りまとめにかかる庶務は、市長公室企画課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、行政点検の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成18年5月22日から施行する。

2 第2条の規定にかかわらず、行政点検の対象は当分の間市長が別に定める。

附 則 (平成19年3月5日訓令第24号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年1月23日訓令第2号)

この訓令は、平成20年1月23日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令第4号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月26日訓令第11号)

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

郡上市行政点検外部評価実施要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、郡上市行政点検実施要綱（平成18年郡上市訓令第10号。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、行政点検に外部評価を導入することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 外部評価を実施することにより、行政点検の多角性、客観性及び透明性を確保するとともに、効率的かつ効果的な市政運営を推進し、もって市民サービスの向上と市政への市民参画の促進に資することを目的とする。

(委員会の設置)

第3条 外部評価実施に当たり郡上市行政点検外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第4条 委員会の委員は、郡上市行政改革推進審議会条例（平成17年郡上市条例第31号）で規定する郡上市行政改革推進審議会（以下「審議会」という。）委員をもって充てる。

(所掌事務)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が実施した行政点検結果に市民の視点で意見を述べること。
- (2) 市が実施した行政点検結果に専門的知見から意見を述べること。
- (3) 行政点検制度の改善について意見を述べること。
- (4) その他市長が特に必要と認めたこと。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、審議会会長をもって充て、副委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員長は、会議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。この場合において、部会には部会長を置き、原則として委員長、副委員長及び委員が選任した者がこれに当たる。

(外部評価結果の報告)

第8条 委員長は、第5条による所掌事務を執行することにより外部評価が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(評価結果の活用等)

第9条 外部評価結果の活用等については、要綱第6条に準じて行う。

(委員会の庶務)

第10条 委員会に係る庶務は、市長公室企画課において処理する。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、外部評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。